主 文

本件上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人は準禁治産者であつて、上告の申立には保佐人の同意を要するところ、当 裁判所の命じた期間内に右同意の欠缺を補正しないから、本件上告は不適法として 却下を免れない。

よつて、民訴九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。 最高裁判所第三小法廷

| 己 | 克 | 水 | 垂 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|----|--------|
| 保 | | | 島 | 裁判官 |
| 介 | 又 | 村 | 河 | 裁判官 |
| = | 俊 | 林 | /\ | 裁判官 |